

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費制度は「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間(毎年8月から翌年7月末)に支払った各保険制度の自己負担額の合計が次表の限度額を超えた場合、支給申請をすることにより、その超えた額が支給されるものです。

▽申請方法

- ①令和3年7月31日現在で国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していた場合
支給対象となる方にはお知らせを送付しますので、市役所保険年金課で手続きしてください。
※期間内に保険を変更した方などには、お知らせを送付できない場合がありますので、対象になるとする方は市役所保険年金課へお問い合わせください。
- ②令和3年7月31日現在で社会保険などの被用者保険に加入していた場合
加入していた被用者保険の担当窓口へお問い合わせください。

◎合算した場合の世帯負担上限額

■70歳未満の方のいる世帯(国民健康保険と介護保険の両方に利用者負担がある世帯が対象)

所得区分		限度額
住民税課税世帯	基礎控除後の所得 901万円超	212万円
	基礎控除後の所得 600万円超 901万円以下	141万円
	基礎控除後の所得 210万円超 600万円以下	67万円
	基礎控除後の所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

- 基礎控除額は、43万円になります。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除額が少なくなります。
- 医療保険の自己負担額は、医療機関ごとに1カ月21,000円以上のものでのみを合算の対象とします。

■70歳以上75歳未満の方(国民健康保険+介護保険)

■75歳以上の方(後期高齢者医療制度+介護保険)

所得区分	限度額
現役並み所得者Ⅲ(課税所得 690万円以上)	212万円
現役並み所得者Ⅱ(課税所得 380万円以上)	141万円
現役並み所得者Ⅰ(課税所得 145万円以上)	67万円
一般(課税所得 145万円未満など)	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

- 低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。
- 高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除きます。
- 入院したときに、医療費の自己負担額以外に負担された食事代や差額ベッド代などは対象外となります。

問 市役所保険年金課 (内線 122・123・126)

ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

令和4年度分の福祉タクシー料金の助成、給食サービスの受け付けを3月25日(金)より開始します。

■福祉タクシー料金の助成

高齢者

- 介護認定を受けられた方または運転免許返納された高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。
- ▼対象者 市内に住所を有する在宅の方で、次の①または②に該当し、かつ③～⑤に該当する方
①介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けた方もしくは基本チェックリストによる事業対象者
②75歳以上の運転免許返納者 ③介護保険施設などに入所していない方
④自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方 ⑤心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方
- ▼利用券の交付枚数 年間 36枚
- ▼助成金の額
1回の乗車につき2枚まで ■1枚目：基本料金および迎車回送料に相当する額 ■2枚目：基本料金相当分まで
- ▼申請に必要なもの ◎介護保険被保険者証 ◎運転経歴証明書または取消通知書(令和2年4月1日以降に交付されたもの)※②の対象の方に限ります。◎障がい者手帳(身体、療育、精神)※手帳の交付を受けている方に限ります。
- 申・問 市役所介護高齢課(内線 173～175)、十四山支所 ☎52-2111

障がい者

- 心身に障がいのある方で、対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。
- ▼対象者 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます)
①身体障がい者手帳1級～3級の方 ②療育手帳A、B判定の方 ③精神障がい者保健福祉手帳1級、2級の方
- ▼利用券の交付枚数 年間 48枚
- ▼助成金の額など

区分	利用可能枚数	助成額
一般タクシー	1回の乗車につき2枚まで	1枚目：基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料 2枚目：基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで
リフト付き タクシーなど	車椅子 ストレッチャー	1回の乗車につき1枚
		1,500円 2,000円
ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは実際に要した額		

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

申・問 市役所福祉課(内線 162～163)、十四山支所

■給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室における食事代の一部を助成します。

- ▼対象者 市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方
①高齢者のみの世帯 ②重度の障がい者のみの世帯 ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容

- 次のどちらか一つの方法を選び申請してください。なお、実施方法の年度内の変更はできません。
- ①自宅へお弁当を配達
日曜日から土曜日(週7回、1日1食まで)の昼食または夕食のいずれか選択し、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に1食につき400円をお支払いください。
※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。
- ②総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において飲食をするときの利用券
1カ月当たり800円分(200円×4枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。なお、1回に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額分については各自負担してください。

▼申請に必要なもの

- ◎年齢確認ができるもの
 - ◎障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)
- ▼その他 総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため総合福祉センター・十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

申・問 市役所介護高齢課(内線 173～175)、十四山支所